# 第1章 計画の策定に当たって

第2章 基本計画

第3章 さぬき市の教育施策の実現に向けて

# 第1章 計画の策定に当たって

### 1 計画策定の背景と趣旨

古くから経済・文化・生活の面で強い結びつきを持った、津田町、大川町、志 度町、寒川町、長尾町が平成14年4月に合併し、さぬき市が誕生しました。

合併後、戦略性を持った市政運営の基本方針を示すとともに、「市民と行政との協働の新しいまちづくりを進めるための指針」となるさぬき市総合計画が策定され、「自立する都市」を基本理念とし、「人いきいき 親自然・真健康・新創造」を将来像として、さぬき市のまちづくりを進め、教育行政においても、「主体性・創造性・生きがいをはぐくむ教育・文化のまちづくり」を目指してきました。

さぬき市誕生から10年、急速に進む社会の少子高齢化、ICT(情報通信技術)の発達などに見られる高度情報化、さらには社会・経済のグローバル化、環境問題の深刻化などにより社会全体が大きく変化し、また地域では、核家族化や地域コミュニティの希薄化が進行しています。一方、教育分野においては、子どもたちの学ぶ意欲や学力・体力の低下、問題行動、さらには、社会全体における規範意識や倫理観の低下など、解決すべき多くの課題が指摘されています。

このような中、平成18年12月に「教育基本法」が改正され、国は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な計画を策定すること、地方公共団体は、国の計画を踏まえ、地域の実情に応じ、基本的な計画を策定するよう努めなければならないことが定められました。

これを受けて国は平成20年7月に「教育振興基本計画」を、県は平成23年 に新しい「香川県教育振興基本計画」を策定し、教育に関する基本的な方針や取 り組むべき施策を示しています。

そこで、さぬき市教育委員会においても、学校教育と生涯学習、スポーツ、文化それぞれの業務を総合的に推進するに当たり、市の教育施策の指針となる「さぬき市教育振興基本計画」を策定するものです。

#### 教育基本法(平成18年法律第120号)(抜粋)

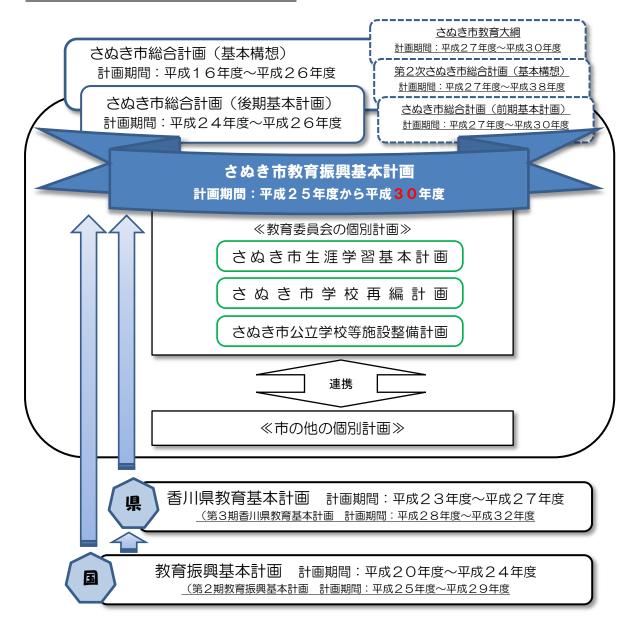
(教育振興基本計画)

- 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

#### 2 計画の位置付け

この計画は、教育基本法第17条の規定に基づいて策定する、さぬき市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画であり、長期的な展望に立って、 さぬき市の教育の向かうべき方向と目指すべき目標を掲げ、それらを実現するための総合的な教育施策を示そうとするものです。

また、国の教育振興基本計画や香川県の同様計画を考慮するとともに、さぬき 市総合計画を基盤として、市の教育に関する計画との整合性を図りつつ、策定し ます。 <u>さらに、平成28年1月策定のさぬき市教育大綱に掲げられた理念や基本</u> 的な考えも取り入れるものとします。【追記】



## 3 計画の期間

この計画は、平成25年度(2013年度)を初年度とし、平成29年度(2017年度)までの5年間とします。第2次さぬき市総合計画やさぬき市教育大綱との整合性を図るため、計画期間を1年延長します。【追記】

なお、この計画は固定されたものではなく、具体的に施策を実施していく過程 においてもその評価検証を行い、社会情勢の変化などに応じて、見直しの必要性 が生じたときは、計画の見直しを随時行います。

年度	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	<u>平成</u> <u>35</u>
期間	さぬき市教育振興基本計画										
2 <u>4</u> 11b1							次期計画				